

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月まで

昭和 62 年 6 月に病気により会社を退職したため、申立期間は、診断書を提出して、傷病手当金と失業給付を受けていた。失業等給付（基本手当）を受けている時に国民年金保険料の納付書が送られてきたので、受け取った給付金の中から金融機関でまとめて支払った。領収書は保管していたが紛失してしまった。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、10 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、「失業等給付（基本手当）を受給していた時に、受け取った給付金の中からまとめて納付した。」と述べており、公共職業安定所の支給記録によると、昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで申立人が基本手当を受給していたことが確認できることから、申立人の主張に不自然さは認められない。

さらに、申立期間当時、同居していた申立人の父親は、申立人が昭和 62 年 6 月に会社を退職した際、国民年金の切替手続を行うように申立人に話したと証言しており、申立人の母親も、申立人が当時病気だったこともあり、公共職業安定所、社会保険事務所（当時）、A 市役所に一緒に手続に向いたとの証言が得られたことから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、申立人が自ら国民年金への切替手続を行ったものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岐阜厚生年金 事案 777

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和38年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月21日から39年4月1日まで
昭和35年2月29日にB社に入社し、38年12月14日付けで100%子会社のA社（その後、C社に名称変更）へ出向した。申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言、B社から提出された社員履歴台帳から判断すると、申立人が申立てに係るグループ企業に継続して勤務し（昭和38年12月21日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人のA社における昭和39年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月26日

A社の同僚から、同僚のねんきん定期便に同社で支給された平成15年12月の賞与記録の記載が無いと聞いた。自分のねんきん定期便を確認したところ、同年12月の賞与の記載が無く、会社の賞与明細書を調べてもらったところ、賞与から保険料が控除されていたので、厚生年金保険の標準報酬を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間の賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立人のA社における賞与明細書から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立人の申立期間に係る賞与の届出を行っていることが確認でき、事業主は、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年12月26日

A社の同僚から、同僚のねんきん定期便に同社で支給された平成15年12月の賞与記録の記載が無いと聞いた。自分のねんきん定期便を確認したところ、同年12月の賞与の記載が無く、会社の賞与明細書を調べてもらったところ、賞与から保険料が控除されていたので、厚生年金保険の標準報酬を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間の賞与明細書により、申立人は申立期間に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立人のA社における申立期間の賞与明細書から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立人の申立期間に係る賞与の届出を行っていることが確認でき、事業主は、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は18万円から30万円に訂正され、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月から20年1月まで

ねんきん定期便で厚生年金保険の標準報酬月額を見たが、A社における標準報酬月額が報酬月額と大きく違っていた。平成22年3月に同社が年金事務所に訂正届を提出し、20年2月以降の標準報酬月額については訂正処理されていたが、19年12月及び20年1月の標準報酬月額については時効になっているため訂正されないとのことなので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初18万円と記録されていたところ、事業主が、当該期間に係る報酬月額を18万円から30万円に訂正する届出を、政府の保険料徴収権が時効により消滅した後に行っていることが確認できる。このような、政府の保険料徴収権が時効により消滅した場合、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされていることから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正届に基づく標準報酬月額（30万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（18万円）となっている。

しかしながら、申立人が保管する給料支払明細書から、申立期間について、

その主張する標準報酬月額（30 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から53年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から53年9月まで
20歳になった昭和46年*月ごろに、自分がA市のどこかの役所で国民年金の加入手続をして、年金手帳を交付してもらった。申立期間の国民年金保険料は、B銀行C支店で口座振替により納付していたはずであり、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をB銀行C支店で口座振替により納付したと述べているが、A市で国民年金保険料の口座振替による納付が可能となったのは昭和60年4月以降であることから、申立人の主張は不合理である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年4月に転居したD市で同年8月ごろに払い出されており、申立期間は、特例納付及び過年度納付により保険料を納付することになるが、申立人はまとめて納付した記憶は無いとしていることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した事実を推認することは困難である。

さらに、申立人は、A市で国民年金の加入手続をした際受け取ったとする年金手帳を所持しており、その年金手帳は昭和49年11月以降に発行された三制度共通のものである上、その手帳に記載されている住所は54年4月に転居したD市であることから、上述の国民年金手帳記号番号払出月からも、申立人の国民年金加入手続は同年8月ごろに行われたものと考えられるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は90か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことについて関係人の証言が得られないほか、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年11月から14年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年11月から14年2月まで
平成11年11月ごろ、市役所からはがきが来たので、私の母親が市役所に行き私が学生であることを告げた。母親は、書類に印鑑を押した記憶も無いと言っているが、国民年金保険料の免除申請をしたはずである。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の免除申請に直接関与しておらず、当該申請を行ったとする申立人の母親は、平成11年に市役所に出向き、申立人が学生であることを市役所の職員に告げたのみで、免除申請書類に記入し印鑑を押した記憶は無いと述べているが、学生免除の場合は、所定の様式に必要な事項を記入し、在学証明書等を提出する必要があったことから、その母親が市役所に出向いた際、免除申請を行ったとは考え難い。

また、申立人は、その母親が免除申請を行ったとする平成11年11月ごろ、その母親と同一世帯であったとしているが、保険料の免除が承認されるためには、世帯員である申立人とその母親の所得が免除基準内であること等が必要であるが、その母親の平成10年度の所得は、その母親の標準報酬月額から、免除基準額を超えているものと推認できることから、仮に申立人の母親が学生免除申請を行ったとしても、当該申請が承認されなかったものと考えられる。

さらに、平成12年4月から学生納付特例制度が導入されたが、申立人の母親は、11年11月ごろに市役所で手続をして以降、市役所で手続をした記憶が無いとしており、申立人の母親が12年4月以降の期間について学生納付特例の申請をしたとは考え難い。

加えて、申立人の母親が、申立期間に係る国民年金保険料の免除申請を行ったことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の免除申請を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めること

はできない。

岐阜国民年金 事案 797

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から47年11月まで
昭和44年7月に会社を退職した後、私が市役所で国民年金の加入手続をして、母親がA支所で保険料を納付した。母親は保険料額が1か月300円ほどだったと記憶している。申立期間が未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、その母親から聴取しても、申立期間において行われていた印紙検認方式での納付の記憶が無いなど、申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年10月ごろに払い出されており、同年9月29日が資格取得日(その後、厚生年金保険の資格喪失日が昭和48年9月30日であることから、国民年金の資格取得日を同日に訂正)となっていることから、申立期間は未加入期間であったと推認でき、申立人に対し市役所から納付書が発行されたとは考え難く、申立期間の保険料は納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付した事実を裏付ける関係人の証言も得られないことから、その母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを推認できないほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 781

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月1日から53年8月1日まで
A社B支社で、昭和37年11月1日に厚生年金保険の資格を取得し、57年7月31日に退職したが、44年12月1日で資格喪失となっているため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社(本社)における募集人の登録カードから、申立人が、申立期間において同社B支社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失年月日が昭和44年12月1日であることが確認でき、同社はこのほか、保険料控除に係る資料は無いと回答している。

また、当時のA社B支社の支社長及び事務担当者を含め、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除に係る証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年12月20日から28年8月5日まで
昭和26年1月から32年4月までA社で勤務したが、同社での厚生年金保険の加入期間について、26年12月20日から28年8月5日までの期間が空白になっている。同社においては、入社当時から寮に入り32年に倒産するまで勤務していたので、厚生年金保険の加入期間が空白となることは無いため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にその前後の期間と同様にA社に継続して勤務していたと述べている。

しかし、オンライン記録では、申立人は、A社において、昭和26年12月20日に一度厚生年金保険被保険者資格を喪失し、28年8月5日に再度資格を取得しているが、申立人のほかに11人が同様の記録となっている。

また、当時のA社における上司5人はいずれも高齢で聴取ができないこと、及び申立人と同年代で申立期間に記録のある10人は、既に死亡しているか連絡先が不明であることから、申立人が申立期間を含めて継続して同社に勤務していたことを確認できる証言が得られない上、申立人が名前を挙げた同僚からも、申立人の同社における継続勤務について証言が得られない。

さらに、オンラインの記録に加えて申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、申立期間における被保険者記録が見当たらない上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間における被保険者の整理番号は欠番が無く連続しており、申立人の名前は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 11 月 1 日まで
② 昭和 42 年 12 月 27 日から 43 年 2 月 1 日まで

昭和 41 年 4 月 1 日にA社に入社し、43 年 1 月 31 日に退職するまで、勤務形態に変わり無く、継続して勤務していた。厚生年金保険の記録が、42 年 11 月 1 日から同年 12 月 26 日までとなっていることが不思議でないので申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と同日に被保険者資格を取得している複数の同僚に聴取したところ、入社日と厚生年金保険の資格取得日が一致していないと供述していることから、A社では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

申立期間②について、複数の同僚に照会したものの、申立人が当該期間においてA社に勤務していたとの供述は得られなかった。

また、A社は既に解散しており、事業主は死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 784

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 6 月 4 日から 25 年 2 月 16 日まで

私はA社を昭和 25 年 2 月 15 日に退職したのに、厚生年金保険被保険者記録は 23 年 6 月 4 日までとなっているので、25 年 2 月 16 日までを厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社が保管する退職者名簿によると、申立人について、昭和 23 年 6 月 4 日退職と記載されている。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、昭和 23 年 6 月 4 日に資格喪失となっており、健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立期間に厚生年金保険の記録のある同僚からは、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除についての証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 48 年 1 月 1 日まで
昭和 46 年 4 月 1 日から 48 年 12 月 31 日まで、A 社が運営する B 事業所で C 場のフロントスタッフとして勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 47 年 2 月 10 日であることが確認できるところ、申立人は、「入籍日である昭和 47 年 * 月 * 日には既に B 事業所を退職していた。」と供述をしている。

また、A 社は現存しておらず、親会社である D 社にも A 社の資料が保存されていないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができず、同僚からも保険料控除をうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立人は、申立期間において国民年金保険料を納付している上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月から31年9月まで
(A社)
② 昭和41年3月から同年11月まで
(B社)
③ 昭和41年12月から42年4月まで
(C社)

申立期間①のA社に昭和26年8月20日から27年8月5日まで勤め、一度退職し、再び28年9月から40年12月まで勤務したが、28年9月から31年9月までの期間、厚生年金保険被保険者期間が欠落している。申立期間②のB社に41年1月から同年11月まで勤務したが、同年2月までの期間しか厚生年金保険被保険者期間が無い。申立期間③のC社(現在は、D社)に同年12月から42年4月まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。すべての申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社で勤務していたと申し立てている。しかしながら、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿によりA社は昭和27年8月5日に任意包括脱退し、新たに31年10月1日に厚生年金保険適用事業所となっていることが確認できることから、当該期間は厚生年金保険適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚は、「自分は昭和28年からA社に勤務していたが、当初社会保険に加入しておらず、31年10月から加入手続きをする」と説明を受けた。」と証言している。

さらに、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により、申立人は昭和31年10月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、B社で勤務していたと申し立てている。
しかしながら、申立人は、当該期間における同僚の名前を覚えておらず、さらに、当時のB社における同僚からは、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての証言を得ることができない。

また、申立人のB社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録は、申立人の雇用保険記録と一致している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、C社で勤務していたと申し立てている。
しかしながら、D社は、「昭和41年及び42年の源泉徴収簿を照合したところ、申立人の申立期間において給与の支払及び保険料を控除したことは確認できない。」と回答している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無く、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。